

第 7 章 財政運営と世代の視点

unit 26

Check 1 保有する資金が預貯金と財布中身だけだとしよう。今月のフロー（収支）は今月末のストック（資金残高）から先月末のストックを差し引いて得られる（305 頁参照）。したがって、

$$m \text{ 月のフロー} = \text{今月末のストック} + \text{今月末の財布の中身} \\ - (\text{先月末のストック} + \text{先月末の財布の中身})$$

である。財布の中身がいつも同じ程度ならば、

$$m \text{ 月のフロー} = \text{今月末のストック} - \text{先月末のストック}$$

と考えても差し支えない。

Check 2 予算の情報は財務省 (<http://www.mof.go.jp/>) から公表されている。統計情報としては「財政関係諸資料」や「財政統計」が役に立つ。

Check 3 308 頁をみよ。

Check 4 循環的財政赤字は景気の回復とともにいずれ解消すると考えられるが、構造的財政赤字を削減するためには何らかの政策対応が必要である。

unit 27

Check 1 16~317 頁をみよ。

Check 2 ρ の水平線が上に動くと、政府債務残高対 GDP 比の動きを示す矢印の線と交わる位置が左へ移動することを確認せよ。

Check 3 プライマリー・バランスが黒字の時には β/b_i が負になるので、政府債務残高の増加率は i より小さくなる。このとき、(a) のケースでは i の水平線上で、(b) のケースでは ρ の水平線上で財政状況は落ち着くので債務残高の対 GDP 比は発散しない。

Check 4 324 頁をみよ。

unit 28

Check 1 妻が民間、夫が政府であると想定してみよ。夫（政府）が妻（民間）から借金をしても、また返済をしても、家計（国民）全体としては豊かにも貧しくもならない。つまり、この考え方はラーナーの議論に対応している（327 頁参照）。

Check 2 第1時点で若年期にある家計 A に対して 10 から 20 へ増税すると、政府は 10 の財政黒字となり、公債残高を 10 減らすことができる。この増税分を相殺するように第2時点で老年期にある家計 A に対して減税を行う場合、マイナスの課税（補助金）が必要となる。もし、マイナスの課税が可能であるならば、下表のように家計 A の消費行動は変化せず、家計 B もまったく影響を受けない。このとき、政府は第1時点で 10 の財政黒字となるため、その分だけ資産（表ではマイナスの公債）を保有することができる。また、第2時点においては減税を賄うために財政赤字を必要とするので、資産は取り崩される（公債が発行される）。

マイナスの課税が可能な場合（世代内完結）

		時点		
		1	2	3
家計 A	所得	110	0	-
	税	20	-10	-
	可処分所得	90	10	-
	消費	50	50	-
	貯蓄	40	-40	-
家計 B	所得	-	110	0
	税	-	10	0
	可処分所得	-	100	0
	消費	-	50	50
	貯蓄	-	5	-50
政府	支出	10	10	10
	税収	20	0	10
	公債	-10	10	0

しかし、マイナスの課税が不可能な場合や、減税の対象が若年期に限定される場合には、下表のように消費行動が変化する。このケースでは、家計 A は増税の負担だけを被り、家計 B は減税の恩恵だけを受ける。

次世代の負担が軽減される場合

		時点		
		1	2	3
家計 A	所得	110	0	-
	税	20	0	-
	可処分所得	90	0	-
	消費	45	45	-
	貯蓄	45	-45	-
家計 B	所得	-	110	0
	税	-	0	0
	可処分所得	-	110	0
	消費	-	55	55
	貯蓄	-	55	-55
政府	支出	10	10	10
	税込	20	0	10
	公債	-10	10	0

バローの議論のように、遺産が存在する場合には様子が異なる。もし、マイナスの遺産（負債の相続）が可能であるならば、家計 A は借金をして消費行動を不変に保つことができる。マイナスの遺産を受け取った家計 B の資金は 10 だけ減少することになり、消費行動は中立となる。もちろん、マイナスの遺産相続を実行することが難しいのであれば、下表の状況は成り立たず、上述した「次世代の負担が軽減される場合」が有効となる。

マイナスの遺産が存在する場合

		時点		
		1	2	3
家計 A	所得	110	0	-
	税	20	0	-
	可処分所得	90	0	-
	消費	50	50	-
	貯蓄	40	-40	-
	遺産	0	-10	-
	相続	-	-10	0
家計 B	所得	-	110	0
	税	-	0	0
	可処分所得	-	100	0
	消費	-	50	50
	貯蓄	-	50	-50
政府	支出	10	10	10
	税収	20	0	10
	公債	-10	10	0

Check 3 333 頁の最後のパラグラフをみよ。

Check 4 家計 A は、所得を若年期にすべて稼ぐではなく、若年期と老年期に半分ずつ得るものとしよう。依然として若年期のみに課税がなされるとすると、下表のように第 1 時点における家計 A の可処分所得は 45 となる。ここで家計 A は流動性制約下であり、借り入れができないとすると消費は 45 となってしまう。第 2 時点では課税されないの、可処分所得ならびに消費は 55 となる。

流動性制約に直面している場合

		時点		
		1	2	3
家計 A	所得	55	55	-
	税	10	0	-
	可処分所得	45	55	-
	消費	45	55	-
	貯蓄	0	0	-
家計 B	所得	-	110	0
	税	-	10	0
	可処分所得	-	100	0
	消費	-	50	50
	貯蓄	-	50	-50
政府	支出	10	10	10
	税収	10	10	10
	公債	0	0	0

いま、第1時点において公債発行によって減税を行い、第2時点において家計Aに同額の課税をおこなうものとしよう（世代内完結）。このとき、第1時点における家計Aの可処分所得は55であるが、第2時点における可処分所得が増税に伴って45となることが予想されるので、第1時点の消費は50、残る5は貯蓄される。第2時点においては貯蓄を5だけ取り崩し、可処分所得45とあわせて50の消費が可能となる。つまり、流動性制約に直面している場合には、家計Aは借入れができないために可処分所得の枠内で消費を抑えているが、公債発行による減税であたかも借入れを行ったように資金制約が緩和されるため、消費行動は中立命題の成立している状況に戻るのである。

公債発行によって流動性制約が緩和される場合

		時点		
		1	2	3
家計 A	所得	55	55	-
	税	0	10	-
	可処分所得	55	45	-
	消費	50	50	-
	貯蓄	5	-5	-
家計 B	所得	-	110	0
	税	-	10	0
	可処分所得	-	100	0
	消費	-	50	50
	貯蓄	-	50	-50
政府	支出	10	10	10
	税金	0	20	10
	公債	10	-10	0

unit 29

Check 1 『国民経済計算』の「制度部門別所得支出勘定」および「制度部門別資本調達勘定」の一般政府部門のデータを用いて、政府の収支を確定する。
(ユニット 26, p.310 表 26-2 参照。また、国民経済計算の結果は内閣府のホームページで入手可能である。)

Check 2 政府のある支出項目の総額を GE とする。これを『家計調査』の世帯主の年齢階級別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出結果表の x という項目を使って按分するとする。第 i 歳階級 ($i=0, \dots, D$) の世帯の x の支出額を $x(i)$, 第 i 歳階級の人口を $pop(i)$ とすると政府支出 GE の第 i 歳階級 1 人あたりへの按分額 $ge(i)$ は,

$$ge(i) = \frac{GE}{pop(i)} \cdot \frac{x(i) \cdot pop(i)}{\sum_{i=0}^D (x(i) \cdot pop(i))} = \frac{GE \cdot x(i)}{\sum_{i=0}^D (x_i \cdot pop(i))}$$

となる。(家計調査等は総務省統計局のホームページ等で入手可能。)

Check 3 **Check 2** の方法で按分・推計された政府支出の第 j 番目の項目の第 i

歳階級の 1 人当たり金額を $ge(j,i)$ 、同様に政府収入の第 k 番目の項目を $gr(k,i)$ とする。「将来推計人口」による第 t 年時点での第 i 歳階級の推計人口数を $pop(t,i)$ とする。推計開始の基準時点を第 s 年、経済成長率を ρ 、割引率を r とすれば、第 t 年時点での政府の支出の割引現在価値 $GE(t)$ は、

$$GE(t) = \sum_{i=0}^D \left\{ \frac{ge(j,i)(1+\rho)^{(t-s)} pop(t,i)}{(1+r)^{(t-s)}} \right\}$$

となる。同様に、第 t 年時点での政府の収入の割引現在価値 $GR(t)$ は、

$$GR(t) = \sum_{i=0}^D \left\{ \frac{gr(k,i)(1+\rho)^{(t-s)} pop(t,i)}{(1+r)^{(t-s)}} \right\}$$

である。

Check 4 上記の方法により、第 t 年時点での政府の収支 $GBR(t)$ は、

$$GBR(t) = GR(t) - GE(t)$$

である。これがマイナスであれば、フローの財政赤字が発生していることになる(ユニット 26 参照。)。今後 100 年間のストックとしての政府債務 IGD は、現在時点の政府債務 $GD(s)$ とすれば、

$$IGD = \sum_{t=s}^{s+100} GBR(t) + GD(s)$$

となる。現在時点の政府債務については、ユニット 26, p.312 の表 26-3 を参照し、一般政府の金融資産一負債を用いて算出せよ。

この、 IGD がゼロとなるように、 $ge(j,i)$ や $gr(j,i)$ に変化率 α をかけて増減させてシミュレーションを行う (なお、世代会計の具体的な推計の詳細は、教科書 344 頁の表 29-3 下部に示されている文献を参照のこと)。